

介護保険の福祉用具Q & A集

南丹市役所高齢福祉課
令和7年3月時点

この「介護保険の福祉用具Q & A集」は、介護保険制度の理解促進・業務の効率化を図る手助けになればとの思いから、福祉用具に関する問い合わせを多くいただく介護支援専門員に向けて作成しました。

1 介護保険の対象となる福祉用具の種類

介護保険の給付対象となる福祉用具のサービスは、福祉用具貸与（レンタル）と福祉用具購入費があります。

①福祉用具貸与（レンタル）について

日常生活の自立を助けるために、要介護状態区分に応じた福祉用具を借り、サービス費用の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）を負担することになります。

〈種目〉

要支援1・2、要介護1の方の対象品目

手すり/スロープ（工事をともなわないもの）/歩行器/歩行補助つえ

要介護2・3の方の対象品目

車いす（車いす付属品を含む）/特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）/床ずれ防止用具/体位変換器/認知症老人徘徊感知機器/移動用リフト（つり具を除く）

要介護4・5の方の対象品目

自動排泄処理装置（※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の方も利用できます。）

②軽度者への福祉用具貸与の例外給付について

軽度者（要支援1・2及び要介護1の方）は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬は算定できませんが、厚生労働省の示した状態像に該当する方（※対象者は、別添『例外給付の対象』に掲載）については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められます。軽度者に対し、福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの担当職員が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行ったうえで、南丹市へ申請いただきます。例外給付の対象種目については、以下のとおりです。

〈種目〉

要支援1・2及び要介護1の方

車いす（車いす付属品を含む）/特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）/床ずれ防止用具/体位変換器/認知症老人徘徊感知機器/移動用リフト（つり具を除く）/自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

要介護2、要介護3の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

③福祉用具購入について

要介護状態区分に関わらず、1年間に10万円を上限とし、同一種目は原則一回のみ福祉用具を購入できます。しかし、都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

〈種目〉

腰掛便座/自動排泄処理装置の交換可能部品/排泄予測支援機器/入浴補助用具/簡易浴槽/移動用リフトのつり具 等

④福祉用具貸与（レンタル）と購入の選択性の導入について

令和6年4月から、下記の品目で、レンタルと購入を選択できるようになりました。選択に当たっては、次の内容等を踏まえ、十分な検討をしてください。

- ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・貸与と購入それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は購入の方が利用者負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・国が示している福祉用具の平均的な利用期間（※）

参考※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・固定用スロープ 13.2ヶ月
- ・歩行器 11.0ヶ月
- ・単点杖 14.6ヶ月
- ・多点杖 14.3ヶ月

〈貸与・購入が選択できる福祉用具〉

固定用スロープ/歩行器(車輪のついていないもの)/歩行補助つえ(松葉づえ以外)

2 福祉用具Q & A

【Q & A集の利用に係る留意事項】

- このQ & A集は、南丹市に対し、実際に質問された内容をもとに作成しています。Q & A集に記載されていない内容は、国が示すとおりとします。
- また、現行の介護保険制度に基づいて令和7年3月現在に作成しており、制度改正等により、今後内容を変更する場合があります。
- 介護保険福祉用具貸与・購入の概要、申請様式等については、南丹市ホームページに掲載しています。

<南丹市ホームページ>

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/009/000/index_37414.html

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/009/000/index_81701.html

福祉用具貸与

- Q1 特殊寝台の貸与がない状況で、床ずれ防止用具のマットレスの貸与希望の場合、介護保険での貸与が可能ですか。
- A1 特殊寝台と床ずれ防止用具は種目が異なるため、特殊寝台の貸与の有無に関わらず、貸与は可能と判断します。
- Q2 市販の木製ベッドでも、介護保険での床ずれ防止マットレスの貸与は可能ですか。また、ベッドを所持しておらず、床に直接床ずれ防止用具を敷いて布団で寝る場合も介護保険での床ずれ防止マットレスの貸与は可能ですか。
- A2 貸与可能です。ただし、使用上の安全面に関しては、南丹市（保険者）では判断できないため、メーカーにお問い合わせください。
- Q3 介護付き有料老人ホーム（特定施設）に入所中の方に対し、福祉用具貸与を行えますか。
- A3 介護付き有料老人ホーム（特定施設）、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設に入所中の方は、福祉用具貸与を行うことができません。ただし、外部サービス利用型の特定施設や住宅型有料老人ホーム、特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅等の場合は貸与を行える場合がありますので、施設等にお問い合わせください。

Q 4 車いすや特殊寝台を利用していない場合、付属品のみのレンタルすることはできますか。

A 4 付属品のみを貸与することはできません。

Q 5 食事の際、褥瘡予防のため、リビングの椅子に車いす付属品であるクッションを敷きたい場合、介護保険の給付対象となりますか。

A 5 車いす付属品とは、車いすと一体的に使用されるものに限られているため、給付対象外となります。

Q 6 車いすや特殊寝台を持っている方が、車いす付属品や特殊寝台付属品のみを介護保険でレンタルすることはできますか。

A 6 既に車いすや特殊寝台を使用している場合には、介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品や特殊寝台付属品のみを貸与することは可能です。

軽度者に対する福祉用具貸与

Q 1 介護認定新規申請中で軽度（要支援1・2及び要介護1）の判定が出るであろうと思われる方で、認定前に特殊寝台等のレンタルが必須と考えられる場合、軽度者申請はいつ行えばよいですか。

A 1 医師の所見を確認した上で、福祉用具貸与が必要な理由書等を認定審査会前に高齢福祉課へ提出いただければ、提出日を受付日とし審査します。ケアプランは暫定プランでの提出となります。

Q 2 特殊寝台付属品を追加で借りたい場合、再度申請が必要ですか。

A 2 再度申請いただく必要はありません。

追加された付属品のパンフレットの提出をお願いします。

また、ケアマネジャーはケアプラン等にその旨記録・保存してください。

Q 3 軽度者に対する福祉用具貸与の計画有効期間は最長1年ですが、1年にすると認定有効期間が切れてしまいます。どうすればよいですか。

A 3 軽度者に対する福祉用具貸与は認定有効期間に関わらず、最長1年間で申請いただけますので、状況に応じて期間を設定してください。認定有効期間を超える計画有効期間の申請であっても受付し審査判定しますが、介護認定更新がされない場合、それ以降の期間は失効します。また、介護認定有効期間に合わせて計画有効期間を短縮して申請されても結構です。

- Q4 すでに例外給付申請をして、南丹市から『軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（通知）』（以下：確認通知）を受け取っていますが、区分変更申請をして要介護度が変更になりました。再度申請する必要がありますか。
- A4 申請いただく必要はありません。変更前に出している確認通知の有効期間が終了する際に引き続き貸与を希望する場合に再度申請してください。
- Q5 すでに南丹市から確認通知を受け取っていますが、有効期間中にケアマネジャーが変更になりました。再度申請する必要がありますか。
- A5 再度申請いただく必要はありません。後任のケアマネジャーは前任者から必要な情報を引き継いだうえで必要性を再確認してください。
- Q6 福祉用具貸与の申請に関わるサービス担当者会議の開催時期はいつにするべきですか。
- Q6 サービス利用開始前の開催が望ましいと考えます。

購入

- Q1 申請書類の提出期限はいつですか。
- A1 領収日翌日から2年以内に提出してください。なお、毎月末までに提出されたものを翌月末日（末日が土日祝の場合は前営業日）に支払いしています。
- （例）4月30日に提出 ⇒ 5月末日に支払い
5月 1日に提出 ⇒ 6月末日に支払い
- Q2 利用者の代わりに、ケアマネジャーや特定福祉用具販売事業者が代理提出をしてもよいですか。
- A2 利用者の代わりに持参いただくことは問題ありませんが、個人情報の取扱いにはご注意ください。
- Q3 本人が申請する申請書を事業所が代理で郵送するときは、被保険者に委任状をもらう必要がありますか。
- A3 償還払いであっても委任状の提出は求めています。
郵送料については、本来は本人が負担すべきと考えます。
- Q4 負担割合はいつ時点で適用されますか。
- A4 領収日（＝購入日）時点の負担割合を適用します。

Q5 領収書の宛名は誰になりますか。

A5 介護保険の給付は、被保険者にされるものですので生活保護受給者の方も含め、本人（フルネーム）の領収である場合のみ対象とします。

Q6 介護認定新規申請中や入院中の方が事前に福祉用具を購入できますか。

A6 南丹市では購入を認めていますが、新規申請中で非該当になった場合や、退院できなくなった場合は在宅期間が無いいため、介護保険適用外となり給付されなくなります。その旨利用者から同意を得てください。

Q7 納品日と領収日が異なっていますが、申請書に記載する購入日はどちらの日付を記載すればよいですか。

A7 領収日が購入日になりますので、領収日を記載してください。

Q8 ショートステイ先で利用するためや、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等に入所中の方が福祉用具を購入する場合、支給対象となりますか。

A8 居宅で利用するための福祉用具購入のみ支給対象となりますので、ショートステイ先や特別養護老人ホーム・介護老人保健施設で利用するための福祉用具購入は支給対象外です。

Q9 福祉用具購入後、支給申請をする前に利用者が死亡してしまいました。支給申請はできますか。

A9 領収日（購入日）が死亡日の翌日以降だと、本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため支給対象外となります。しかし、領収日（購入日）が死亡日以前で、死亡日以降に申請を行う場合は、支給対象となりますのでご相続人やご家族名義で申請してください。

Q10 福祉用具を取り扱っている事業所のネット販売での購入は可能ですか。

A10 福祉用具購入費の支給は、都道府県の指定を受けている事業所から購入し、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けている場合に限りです。また、福祉用具専門相談員は、福祉用具販売の際ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき利用者の身体的状況に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用上の留意事項の説明・個人情報取扱の説明・設置状況や対象者の体調を見るべきだとされています。そういった福祉用具専門相談員の助言なしの単なるネット購入は給付対象となりません。また、領収書は対象者本人名義のものでなければならぬ点も注意が必要です。

Q11 京都府外の事業所での購入は可能ですか。

A11 都道府県の指定を受けている事業所であれば可能です。

Q12 ラップ付き腰掛便座は支給対象となりますか。

A12 対象者の体調や状態に合わせた福祉用具であるか否かで判断しているため、支給対象になることの確約はできません。また、特殊な物品や高額な場合、高齢福祉課から福祉用具サービス計画書（利用計画）の提出を求める場合があります。

Q13 以前介護保険で補高便座を購入したが、体調が変化し立ち上がりがしにくくなったため、より高さのある補高便座を購入したいが支給対象となりますか。

A13 利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合は、支給対象となります。

Q14 一体型の洗浄機能付き補高便座は支給対象となりますか。

A14 洗浄機能のみを目的とした補高便座は対象となりません。ただし、「補高」を目的とし、既存のトイレに合う便座が洗浄機能付きのみの場合は、対象になる場合があります。その他、特に洗浄機能が必要な場合は事前にご相談ください。

Q15 和式便器を取り壊さず、和式便器の上に簡易設置型洋式トイレを置く場合、住宅改修か福祉用具購入どちらの支給対象となりますか。

A15 腰掛便座として、福祉用具購入の支給対象となります。ただし、取付けに伴う固定費等が発生した場合、介護保険の対象外となりますのでご了承ください。

Q16 スロープの複数個購入は認められますか。

A16 必要性に応じて認められます。スロープのほかにも、ロフトランドクラッチのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合は複数個支給が認められます。

Q17 スロープはどのような基準に基づいて「福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「住宅改修」に区別すればよいですか。

A17 取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とします。

Q18 複数個の利用が想定されるもの（例：スロープ）を購入し、上限（1年間の限度額10万円）を超えた分に関しては、同一品目のものを貸与する（一部貸与/一部購入）ことは可能ですか。

A18 貸与と購入の両方を選択してはいけないという決まりはないため、利用者の負担を軽減しつつ、福祉用具の適時・適切な利用の観点から、必要性についてよく検討し、判断してください。ただし、購入限度額の超過のみの理由では、選択制の趣旨にそぐわないため、対象外とします。

Q19 歩行補助つえについて、屋内用・屋外用の使い分けとして複数購入は可能ですか。

A19 屋内・屋外で使い分けることについては、身体状況に合わせた理由かどうかによって複数個支給を行うか判断することとなります。単純に汚れがある等の理由は給付対象外です。

Q20 家の階段を使う際に、歩行器を持って上がることができないため、階段の上と下で2個歩行器（車輪のついてないもの）をレンタルしていたが、2個とも購入に切り替えることは可能ですか。

A20 利用者の身体状況や生活環境から必要と認められる場合は、可能と考えられるため、事前に高齢福祉課へ相談いただき、利用者の状況に応じて適切に対応してください。介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由も記載してください。ただし、単純に汚れがある等の理由は給付対象外です

Q21 浴槽台を浴槽内と浴槽外で2つ利用したいが、介護保険の対象となりますか。

A21 浴槽内と浴槽外で段差をなくしたいといった種目の性質等から複数個の利用が想定される場合は複数個支給が認められますので、申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由を記載してください。また、複数個の購入を検討しているが判断がつかない場合は、高齢福祉課へご相談ください。

Q22 以前介護保険で購入したシャワーチェアの部品が破損したため、再購入したいが支給対象となりますか。

A22 原則同一種目の再購入は認められないため、破損した部分の写真等を準備し、事前に高齢福祉課へ相談してください。
ただし、経年劣化等により部品交換がなされることが前提になっているもの、それ以外であっても部品として販売されているものであれば給付の対象となるため、破損部分と部品の写真を添付し支給申請書を提出してください。

【参考】社会保険研究所『介護報酬の解釈Q A・法令編 令和6年4月版』